

# 西条市ふるさとづくり寄附金制度の骨子

## 1 制度制定の目的

西条市のまちづくりに共感し、ふるさととして大切に思う人々の寄附を通じて、寄附者の社会的投資を具体化し、もって多様な人々の参加による個性あふれるふるさとづくりに資することを目的とします。

## 2 寄附者の社会的投資を具体化するための事業等

本市の将来都市像の実現に向け第2期西条市総合計画の「施策の大綱」に記載されている6つの基本目標に関する事業及び協働のまちづくりに関する事業並びに地域課題の解決に取り組むNPO等の支援で、次のとおりです。

- (1) 健やかに生き生きと暮らせる福祉のまちづくりに関する事業
- (2) 豊かな自然と共生するまちづくりに関する事業
- (3) 快適な都市基盤のまちづくりに関する事業
- (4) 災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくりに関する事業
- (5) 豊かな心を育む教育文化のまちづくりに関する事業
- (6) 活力あふれる産業振興のまちづくりに関する事業
- (7) 協働のまちづくりに関する事業
- (8) 地域課題の解決に取り組むNPO等の支援
- (9) 前各号に掲げるもののほか、西条市ふるさとづくり寄附金制度の目的を達成するために市長が必要と認める事業

※第8号については、別添概要図参照

## 3 基金の設置

寄附者の社会的投資を具体化するための事業等を推進するため、(仮称)西条市ふるさとづくり基金を設置します。

## 4 基金の積立て

基金として積み立てる額は、2の各号に掲げる事業等の財源に充てるため寄附された寄附金で一般会計歳入歳出予算の定める額としますが、市長が必要と認める場合は、寄附金を基金として積み立てることなく2の各号に掲げる事業等の財源に充てることのできるものとします。

## 5 制度実施の時期

令和2年4月1日の実施を予定しています。